

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 昭和五十六年度地籍調査事業計画の一部改正
- 豚等の移入の禁止
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良事業計画の適否の決定 (三件)
- 土地改良事業計画の認可 (四件)
- 土地改良事業の工事の完了
- 土地区画整理事業の終了の認可 (三件)
- 開発行為に関する工事の完了 (二件)

告 示

鳥取県告示第千九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中医院下津黒出張診療所	八頭郡家町大字下津黒二六	昭和五十六年十月十七日

鳥取県告示第千二百号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田 中 医 院	八頭郡家町大字下津黒二六	昭和五十六年十月十六日

鳥取県告示第千二百一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
涌 谷 医 院	西伯郡日吉津村大字日吉津 四三六一一	昭和五十六年十一月二日
木本歯科医院	倉吉市昭和町一七八一一	昭和五十六年十一月四日
富永産婦人科医院	米子市日原八〇七	昭和五十六年十一月十日

鳥取県告示第千二百二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
涌 谷 医 院	西伯郡日吉津村大字日吉津 四三六一一	全 国	昭和五十六年十一月二日
木本歯科医院	倉吉市昭和町一七八一一	〃	昭和五十六年十一月四日
富永産婦人科医院	米子市日原八〇七	〃	昭和五十六年十一月十日

鳥取県告示第千二百三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐々木 滋	鳥国医第二、六八四号	昭和五十六年十月九日
皆木 眞一	鳥国医第二、六八五号	"
重松 秀夫	鳥国医第二、六八六号	昭和五十六年十月十二日
定常 敬子	鳥国薬第四七一号	昭和五十六年十月二十六日
荒川 千代	鳥国薬第四七二号	"
安田 一美	鳥国薬第四七三号	"
伊藤 久太郎	鳥国医第二、六八八号	"
小森 樹夫	鳥国医第二、六八九号	昭和五十六年十月二十七日
飯塚 恒敏	鳥国医第二、六九〇号	"
竹中 緑	鳥国医第二、六九一号	"
船田 雅之	鳥国医第二、六九二号	昭和五十六年十一月六日

鳥取県告示第千二百四号

昭和五十六年六月鳥取県告示第五百六十八号（昭和五十六年度地籍調査事業計画の決定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中「東伯郡大栄町大字由良宿の一部」を「東伯郡大栄町大字由良宿及び大字西園の各一部」に、「一・〇〇」を「〇・九四」に改める。

鳥取県告示第千二百五号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栃木県の区域

鳥取県告示第千二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐野川土地改良区から役員が退任し、及び就任した

旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の名及び住所

理事	山中 武治	日野郡溝口町字代六二二
"	高橋 頼幸	西伯郡岸本町大殿一一六四
"	酒田 英彦	一一一〇
"	草原 蕘	坂長八四九
"	神原 仲礼	岩屋谷一七八一一
"	奥田 重夫	三九三
"	岩田 正	会見町諸木一九一
"	岩田 経徳	六三
"	小村 明	岸本町坂長一七五一
"	杉村 純一	米子市別所一一八一
"	杉村 幹夫	九九六一
"	長谷川信夫	諏訪五〇三
"	生田 永一	六二四
"	大島 馨	西伯郡岸本町坂長八五九
"	福富 綜	一一二六五
監事	湯原 孝夫	米子市諏訪八一
"	前田 孝一	別所一〇八〇
"	徳永 庫男	西伯郡岸本町坂長九二六一二

昭和五十四年五月二十五日退任

就任した役員の名及び住所

理事	草原 蕘	西伯郡岸本町坂長八四九
"	小村 明	一七五一
"	堀尾 健寿	七九八
"	山中 武治	日野郡溝口町字代六二二
"	渡部 弘隆	西伯郡岸本町大殿一一四四
"	大渡 政治	一一二六
"	大島 馨	坂長八五九
"	宅野 光輝	岩屋谷三六九
"	美甘 恭雄	二一三
"	岩田 正	会見町諸木一九一
"	岩田 経徳	六三
"	杉村 幹夫	米子市別所九九六
"	杉村 純一	一一八一
"	生田 永一	諏訪六二四
"	長谷川親夫	五八二
監事	末次 賢二	西伯郡岸本町坂長八二三
"	前田 孝一	米子市別所一〇八〇
"	岩田 喜重	西伯郡会見町諸木八二二

昭和五十四年五月二十六日就任 任期四年

鳥取県告示第千二百七号

昭和五十六年十月十四日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（川中地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月五日から三十三日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百八号

昭和五十六年十月一日付けで佐治村から申請のあつた土地改良（佐治（高山）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月五日から三十三日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百九号

昭和五十六年十月一日付けで佐治村から申請のあつた土地改良（佐治（梨原）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月五日から三十三日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百十号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（福岡地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十一号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（河内谷地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十二号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（庄谷地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十三号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（東山田地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日	届 出 者
西伯地区ほ場整備事業	昭和五十六年十月五日	西伯町土地改良区
西伯（落合）地区ほ場整備事業	〃	〃

鳥取県告示第千二百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十七年十月二十七日から昭和五十一年三月三十一日まで

第二工区

昭和四十七年十月二十七日から昭和五十四年三月三十一日まで

第三工区

昭和四十七年十月二十七日から昭和五十五年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

鳥取市美萩野三丁目の一部

第二工区

鳥取市美萩野三丁目の一部

第三工区

鳥取市美萩野三丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第一土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十七年十月二十三日

六 終了の認可の年月日

昭和五十六年十二月四日

鳥取県告示第千二百十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定

に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十七年九月十九日から昭和五十年三月三十一日まで

第二工区

昭和四十八年一月十二日から昭和五十年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

鳥取市美萩野一丁目の一部

第二工区

鳥取市美萩野一丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第二土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十七年九月十四日

六 終了の認可の年月日

昭和五十六年十二月四日

鳥取県告示第千二百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十八年七月二十四日から昭和五十年三月三十一日まで

第二工区

昭和四十八年七月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで

第三工区

昭和四十八年七月二十四日から昭和五十四年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

鳥取市美萩野二丁目の一部

第二工区

鳥取市美萩野二丁目の一部

第三工区

鳥取市美萩野二丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第三土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十八年七月十八日

六 終了の認可の年月日

昭和五十六年十二月四日

鳥取県告示第千二百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年九月十四日 鳥取県指令受都計第百七十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字西富地田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇番地

エヌ・ケイ・テイ興産株式会社

代表取締役 満倉淳吉

鳥取県告示第千二百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十月二十四日 鳥取県指令受都計第二百七十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字日吉津九六一三

中原 勇